

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	石田 智敬
論文題目	学習評価論における「質的判断アプローチ」の展開 ——ロイス・サドラーの所論に焦点を合わせて——		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、学習評価論における「質的判断アプローチ」の成立と展開を、ロイス・サドラー (David Royce Sadler) の所論に焦点を合わせて、明らかにするものである。質的判断アプローチとは、人の質的判断によって、評価対象の質や価値を直接的に評価しようとする試みを指す。</p> <p>近年、教育の焦点は、単純な知識や技能の習得から、認知的に複雑で高次のコンピテンスをどう育成できるのかに移行している。このような能力は、知識の統合、複雑な問題解決、批判的思考などが要求されるもので、高次の認知能力と呼ばれている。高次の認知能力の習熟の度合いは、知識や技能を統合的に活用するパフォーマンス (作品や実演) を要求する複雑な学習・評価課題への取り組みを通じて評価され育まれる。</p> <p>複雑なパフォーマンスを対象とする学習評価において、現在、有力なアプローチの一つは、人の「質的判断 (qualitative judgement)」によって、学習成果の質を直接的に評価するものである (質的判断アプローチ)。たとえば、その核となる主張の一つは、ルーブリックと呼ばれる評価基準表を参照して、質的判断を下すということである。そうした学習評価論における質的判断アプローチの構築に貢献を果たしたのは、オーストラリアの評価研究者サドラーであった。サドラーは、現在の学習評価論を基礎づける2つの考え方 (「スタンダード準拠評価 (standard referenced assessment)」と「形成的アセスメント (formative assessment)」) を提起した。</p> <p>サドラーは、スタンダード準拠評価や形成的アセスメントといった学習評価の考え方の開拓者であるとみなされているにもかかわらず、そのような考え方を引き継ぐ現代の学習評価論の主張にラディカルな批判を展開しており、自身の考え方が、昨今の論調とは大きく異なる立場にあることを明確に主張している。こうした「提唱者」であり「批判者」であるというパラドキシカルな状況がなぜ生じたのかを解明することは、質的判断アプローチによる学習評価論の更なる展望を描く足場となりうる。しかしながら、国内外の先行研究において、このパラドキシカルな状況が指摘されることはなく、看過されている。</p> <p>本論文は、サドラーによる質的判断アプローチの展開を読み解き、その理論的到達点を明らかにすることで、学習評価論のさらなる展望を描き出そうとするものである。第一章では、質的判断を重視する学習評価のアプローチが提起されるに至る文脈と源流を明らかにするとともに、その中におけるサドラーの所論の位置が明確にされる。第二章では、教師の熟達した判断に基づく学習評価、すなわち、スタンダード準拠評価論の展開が描き出される。第三章では、学習者の鑑識眼の錬磨を目指すべくサドラーが提起した「形成的アセスメント」論の成立過程と展開が示される。第四章では、サドラーが、熟達した質的判断 (鑑識眼) のメカニズムをどう捉えているか、どのような概念装置を用いて体系化しているのか、その理論的構造が明らかにされる。また、サドラーの質的判断の哲学が、どのような思想家の哲学の影響に由来するものなのかも解明される。第五章では、第二章から第四章までの議論を総括し、サドラーによる質的判断アプローチの学習評価論構築の試みの到達点が示される。以上の議論を通して、現代における質的判断アプローチの諸課題を乗り越え、質的判断アプローチによる学習評価論の将来の展望が提示される。</p> <p>以上の論述を通して明らかにされるサドラーの所論の意義は、次の4点に認められ</p>			

る。(1) 私的なものではなくて公的に共同所有され行使される専門職的鑑識眼という発想を示した。(2) 暗黙知が鑑識眼の不可欠な要素であるという認識に立脚しつつも、間主観性を強固に確立するために、専門家共同体が準拠すべき価値規範を物的形態として外化する考え方と方法論を示した。(3) 学習者を実践共同体に参画させることで鑑識眼の一端を授け、その鑑識眼の導きによって学びが切り拓かれていくというアプローチを示した。(4) 意図的で計画的な鑑識眼の形成と調整を志向していた。他方、サドラーの所論の課題については、(1) 対象限定性の問題、(2) 専門家集団による間主観性の確立の問題、(3) 学習者の鑑識眼の形成過程に関する問題という3つの視点から指摘を行い、質的判断アプローチによる学習評価論のさらなる展望の方向性が示された。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、学習評価論における「質的判断アプローチ」の成立と展開を、オーストラリアの評価研究者ロイス・サドラーの所論に焦点を合わせて明らかにしたものである。質的判断アプローチとは、人の質的判断によって、評価対象の質や価値を直接的に評価しようとする試みを指す。高次の認知能力の評価で、複雑なパフォーマンスの質的レベルを、ルーブリックと呼ばれる評価基準表を用いて判断することはその一例である。そうした学習評価論における質的判断アプローチの構築において大きく貢献したのが、サドラーであった。サドラーは、現在の学習評価論を基礎づける2つの考え方(「スタンダード準拠評価」と「形成的アセスメント」)を提起した。

サドラーは、スタンダード準拠評価や形成的アセスメントといった学習評価の新たなアプローチの開拓者であるとみなされているにもかかわらず、そのような考え方を引き継ぐ現代の学習評価論の主張にラディカルな批判を展開しており、自身の考え方が、昨今の論調とは大きく異なる立場にあることを明確に主張している。こうした「提唱者」であり「批判者」でもあるというパラドキシカルな状況がなぜ生じたのかを解明することは、質的判断アプローチによる学習評価論の更なる展望を描く足場となりうる。本論文は、先行研究でも看過されてきた、サドラー理論に関わる上記のパラドキシカルな状況を、彼の研究史に即して丁寧に読み解き、その理論的到達点を明らかにすることで、学習評価論のさらなる展望を描き出そうとするものである。

本論文の主な成果は以下の三点にまとめられる。

第一に、学習評価論における質的判断アプローチを提起したサドラーの所論を体系化し、その学説史上の位置付けを明確にした点である。また、サドラーの個体史研究あるいはサドラーを中心とした学説史研究を通じ、昨今の学習評価論における重要論点を浮き彫りにした点である。本論文は、サドラーによる質的判断アプローチ構築の試みから学び、それを継承し発展させていくことを意図している。特に、サドラーは、学習評価に関する単著を一冊も上梓しておらず、このことが、彼の学習評価論の全体像を捉えることを難しくしていた。本論文では、論文レベルで断片として示されるサドラーの理論を体系的に整理しており、このことは、質的判断アプローチによる学習評価論を発展させていく上で重要な作業と言える。

第二に、本論文の成果は、サドラーが現代の学習評価論の開拓者であり批判者であるというパラドキシカルな状況を紐解いた点に認められる。1980年代に、サドラーが、いかなる背景や文脈の下でスタンダード準拠評価や形成的アセスメントの考え方を提起したのか、その特質は何か、それがどのように学習評価論の新たな展開を導いたのかを明らかにするとともに、2000年代以降、学習評価論の展開に対してどのような理路で批判を展開したのか、その核心は何か、そして、どのようなオルタナティブを提起したのかが丁寧に検討されている。サドラー理論をめぐるパラドキシカルな状況が生じた理由を解明することは、質的判断アプローチによる学習評価論の更なる展望を描く上での基盤となるものである。

第三に、本論文の成果は、質的判断アプローチの理論的基盤の構築に貢献した点に認められる。サドラーの所論は、学習評価に関わる概念を精緻に定義し、意味体系を整理し、理路をつまびらかにし、概念装置を構築するといったように、学習評価のメカニズムを体系的に記述し理解することで、質的判断アプローチの学習評価論をいかに構想できるのかを議論するものであった。質的判断アプローチは、数学や統計学を背景として強固な理論的な堅牢性を有するテスト理論と比較して、理論的根拠が曖昧であるとみなされることも少なくない。したがって、このような学習評価への深い原理的考察に基礎付けられるという特徴を有するサドラーの所論を分析対象とし

て、その発展を試みたことは、質的判断アプローチによる学習評価論の一般化可能性を探り、確かな理論的基盤を形成することに寄与すると考えられる。

試問においては、以下のような疑問点が投げかけられた。サドラーの評価論の射程をどのように考えるか。学習評価論というより作品評価論というべきもので、特に高等教育段階のアカデミックライティングの評価論としては理解できるが、他分野や他科目、あるいは初等・中等教育段階の評価論としてどこまで一般化可能なのか。また、スタンダード等の用語法について、サドラーの用いる概念体系を、教育評価研究の一般的な用語法との対応関係を明確にしながら整理するとよいのではないか。サドラーのルーブリック批判について、ルーブリックとその使用法をかなり機械的で厳格なものとして捉え過ぎていないか。逆に、サドラーによる事例重視の判例法主義的な評価論は、ルーブリックに代わるものと言えるのか、それともルーブリック以前への後退とみるべきものなのか。

このように本論文には今後の課題も残されているものの、それらは本論文の学問的意義を損なうものではなく、試問においても適切な応答がなされた。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年2月16日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、期間未定の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降